

随意契約締結状況

契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部門の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額(税別)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
医療ガス設備本館炭酸ガスマニフォールド更新工事	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月9日	大阪府吹田市江の木町27-15 株式会社エフエヌユニ大阪営業所	5,150,000 円	当該業者は、本センターの医療ガス設備保守点検業務を行っている業者であり、緊急時にも迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
医療ガス設備本館窒素マニフォールド更新工事	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月9日	大阪府吹田市江の木町27-15 株式会社エフエヌユニ大阪営業所	5,600,000 円	当該業者は、本センターの医療ガス設備保守点検業務を行っている業者であり、緊急時にも迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
医療ガス設備スクロールコンプレッサー圧縮機取替工事	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月9日	大阪府吹田市江の木町27-15 株式会社エフエヌユニ大阪営業所	10,500,000 円	当該業者は、本センターの医療ガス設備保守点検業務を行っている業者であり、緊急時にも迅速な対応が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
本館昇降機(エレベーター)機能維持修繕工事	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月11日	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支店	5,800,000 円	当該業者は、本センターのエレベーター・エスカレーター等保守点検業務を行っており、構造等を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
西館6階栄養課調理室床修繕工事	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月12日	和歌山市福島516 小川建築	1,570,000 円	予定価格が250万円を超えない工事であることから、規則第35条に該当するため。	
第2種感染症室微差圧発信器取替工事	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月13日	和歌山市美園3丁目32番1号 関電フアシリティーズ株式会社 和歌山営業所	1,690,000 円	予定価格が250万円を超えない工事であることから、規則第35条に該当するため。	
電気設備法定点検業務	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月17日	和歌山市吉田98-1 一般財団法人 関西電気保安協会和歌山営業所	3,330,000 円	当該業者は、本センターの絶縁監視装置を取り付け、高圧絶縁監視業務を行っている業者であり、本センターの競争入札参加資格者の中で電気法定点検業務を実施できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
スプリンクラー設備設置工事	一式 和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和6年9月21日	和歌山市小松原通3丁目30番地 株式会社小向商会	1,450,000 円	予定価格が250万円を超えない工事であることから、規則第35条に該当するため。	